

會學濟經學大國帝都京

叢論經濟

號二第

卷四十三第

行發日一月二年七和昭

論叢

政府の營繕購品制度 法學博士 神戸 正雄
蓄積理論の一考察 文學博士 高田 保馬
人間學的社會哲學 文學博士 米田庄太郎

時論

金輸出再禁止後の財界と財政 經濟學博士 汐見 三郎

研究

我が國の都市經費と都市人口 經濟學士 小山田 小七
大量觀察代用法に就いて 經濟學士 蜷川 虎三
歴史的發展に於いて見たる世界不況 經濟學士 松岡 孝兒
助郷制度に就いて 經濟學士 黒羽兵治郎

說苑

恩師シヤンツ教授を悼む 法學博士 神戸 正雄
瑞西の穀物專賣制 經濟學士 八木芳之助
小賣企業に於ける棚卸見切賣出 經濟學士 大塚 一朗

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

（禁轉載）

經濟論叢

第三十四卷 第二號 (通卷第貳百號)

昭和七年二月發行

論叢

政府の營繕購品制度

神戸 正雄

緒言

財政整理は常に忽にしてはならぬが、今の時のやうに赤字財政の時代に在りては、殊に必要で、刻下の急務と爲す。政府は銳意、之が爲めに劃策をしたが、大山鳴動して鼠一匹しか出ないやうな成果を示して居る。財政整理、其はつまり、經費の緩急輕重を計りて其の比較的緩かなるもの、輕きものを削り、以て冗費を節するにあるので、極めて簡單明瞭のやうにも見ゆるが、併し實際に當り各費目について點檢するときは、其の何れにも相當存續の理由があつて、之を削るこ

とは太だ困難で、之を處理するには餘程の明察と、敢勇とを以てかからなければいけない。大むね之を企てて失敗に終る所以である。かく經費目の削除は頗る六つかしいが、其を認めるとしても、費額を輕小にして前と同一以上の實蹟を挙げしめるといふことは、其は前者に比しては一層容易であり、特に物件費に就いては物價下落（尤も金輸再禁で又逆轉しかけたが）の今日、餘程大な費用減縮をも齎らし得る。特に之にありては、政府の物件調達の方法如何によりては、前記物價低下の程度以上にも一層の減費を生じ得るのである。果して然りとすれば、國費の一大部を構成する物件費について、調達方法の改造を斷行して此刻下の問題を解決するに資することは非常に緊切なる事項でなければならぬ。敢て茲に政府の營繕購品制度について論ずる所以である。

第一段 營繕購品制度の實例

政府の營繕購品制度には大體、三の異つたものがある。一は分散制度、二は協力制度、三は集中制度である。中に就き、第一のもの最も粗笨、舊式であり、第二は其よりして一步改良の途上を踏み出したものであり、其三は最進歩したものと認めらるる。第一は多くの國の採る所で、我邦も原則としては矢張り之に據る所である。第二は、米合衆國が一九一〇年以來採れるもので、第三は夙に、英國に行はれ、そして我邦にても、大正十四年、營繕管財局が出来てから、一部採用されて居る。以下、各制度の内容の大體を説述して見る。

(一) 分散制度——とは各行政廳にて營繕及購入を行ふものである。

(A) 日本——にては、(i) 原則としては、會計法及同規則に従ふて、各省大臣又は其の委任を受けたる官吏が、所管定額内にて建築又は購入の契約を爲すことになる。(r) たゞ營繕管財局が出来てからは、此が大藏大臣の管理下にあつて國有財産に關する總轄事務、雜種財産の管理處分に關する事務、國有財産の整理に關する事務の外、建造物の營繕に關する事務を行ひ、其は(1) 議院の建築其他一般會計の支辨に屬するものについては、大藏省所管の建造物、及、東京府又は神奈川縣にて營繕を施行する各省所管の建造物の凡べて(但し、此にありても、例外的に、建造物の性質、其他の事由によりては、所管大臣が大藏大臣と協議して定めたるものについては、當該官廳にて施行するものあり)と、大藏大臣が建造物の所管大臣と協議して定めたるものとに及び、(2) 特別會計の支辨に屬する建造物の營繕に關しても、當該官廳の委託を受けて之が設計又は施行に關する事務を行ふことがある。

(B) 佛 蘭 西

(i) 工事及建造物¹⁾については、陸海軍務の其と、文治上の其とにて取扱に多少異なる所があり、(1) 軍事上のものにありては、専ら各、軍務行政にて之を行ひ、即ち全く分散制である。(2) 併し文治上のものにては、(a) 工事については、不動産の建設、保存、修繕に關し若干、集中制が行はれて居る。即ち之が設計の準備、設計の調製、更に其の施行(通例、企業者との間の契約による)、並

1) Jèze, Cours élémentaire de science des finances. 1931. p. 165-166.

に其の監督の衝に當るものは、工部省 (Ministère des travaux publics) であつて、之についての定額を議會に要求し且つ之を使用するのも此工部省である。そして英國などにて此と類似の官廳たる工事及公建築局 (Office of works and public buildings) の上に、大藏省が行ふやうな統制も、佛國では大藏省からして此工部省の上に行はれないのである。(b) 文治上の建造物については、全く分散制が行はれて、集中制は存しない。各、關係省にて其々の建造物を處理する。ただ其設計を一の諮問機關に提出するといふ義務を負はされては居る。其の諮問機關といふのは、文部省に屬する文治建造物一般會議といふものであつて、而も其への諮問義務は單に建造と改造との場合だけにであつて、修繕、保存の場合には及ばない。

(ろ) 備品消耗品の調達——は此國にては多くの國と同様に分散制であり、關係省だけで處理する。

(C) 獨逸——でも此については多くの國と齎しく分散制を採るやうであり、各省長官は、其々指定されたる經費を支出するの權能を有つ。

(二) 集中制度——の行はるるは英國であつて、此國にては、大體、集中制を採り、建造及用度につき、或中央廳があつて、凡べての計畫を立て、凡べての定額を要求し、凡べての工事を管理し、凡べての購入を行ひ且つ凡べての用品を各官廳に引渡すことになるのである。⁴⁾ たゞ

(A) 工事及建造物——にては

2) Jèze, l. c. p. 169.

3) Report to the National monetary commission on the fiscal systems. p. 70.

4) Jèze, l. c. p. 161,

5) Jèze, l. c. p. 162-163.

(い)陸海軍事上の建造物は將に軍務行政の專管に屬し、即ち例外的に分散制が行はる。蓋し、此にては、其技術上の特性を尊重して軍務當局に最大の自由を認めるのであり、内閣が軍務當局の計畫を認めたるときは、議會は修正せずして之に協賛することになるのである。

(ろ)文治建造物は凡べて集中制に依る。此が爲めに中央廳として工事及公建築局といふものがあつて、此が文治建造物についての凡べての責に任する。其の權限の範圍は獨り内地のみならず、外交及領事關係よりして外國にも及ぶのである。此官廳は、公建築の見積を爲し設計を立て又は之を承認し、工事を管理し、企業者と契約を結び且つ其施行を監督する。随つて、或官廳が不動産の必要を見るときは、其が此工事及公建築局に申出で、此工事及公建築局が議會に定額を要求し、其の定額は此工事及公建築局に與へらるることになる。尤も此定額の要求については、別に大藏省との交渉を要する。其他、公の建築物、皇宮殿、公園、記念碑などの變更、修築、保存を決するのも此工事及公建築局であり、其の一部は直營にて行ひ一部は請負にて行ふ。公務の設備に必要な不動産の賃借契約を結ぶのも、其賃借料年額及期間が一定數を超ゆるときは、大藏省の承認の下に、工事及公建築局が行ふ所である。彼は此賃借を爲すの前に、其必要が正當なりやを吟味するの權能を有し、之を要求するは各事務廳であるけれども、議會に對しては工事及公建築局が責に任する。加之、此官廳は、建造物の家具を備付けること、並に其に必要な凡ての動産を供給するの責任を有つ。即ち其爲め家具、家事的用品(石鹼、蠟燭、石炭等)を購入し、

貯藏し必要に應じて行政各廳へ行渡することになる。彼は此等の物を單に各廳に供給するのみでなく、各廳の必要額の上に監督を行ふ。其の爲め各廳に向つて之が説明を求め、之を吟味したる上、其を不當と認むるときは要求を拒絶するを得。此供給事務に當るものは Controller of supplies と Deputy controller という特別の官吏である。工事及公建築局は、其他、凡べての公工事（道路港灣）を擔當する。

(B) 事務用品及印刷——は英國では殆んど専ら集中制が行はれる。其は夙に十八世紀の終此方である。官廳の備品及消耗品の一部が前記不動産管理に附帶して供給されることは上にいふ通りだが、官廳の事務用品及印刷の中央事務の爲めには、別に、文房具局 (Stationery office) というものがあつて之に當る。其は單に文治諸省の爲めのみでなく、軍務省の爲めにも、英國内の凡べての州の爲めにも、即ち倫敦内のみならず其以外にも及んで居る。此文房具（紙、墨、筆、帳簿、寫字器等）につき各廳の直營制度を改めたのは一七八二年、パークの行政改革法によるので、此際此文房具局が出来た。此費用の定額を議會に要求するのは此官廳であり、豫算にて之が定額の與へらるるのは、此官廳に對してであつて、各省ではない。各省は其必要度に應じて此官廳に、其々の用品及印刷の要求を提出し、加之、議會の印刷及用品の調達も亦此官廳にて行ふ。前記の工事及公建築局に關しても、費用の各項が一括して協賛せられ、其中にて、定額の流用移管が一の建物又は工事から他の其へ可能とせられたが、此文房具局にても、其の種々の定額の間に流用

移管が許され、近年までは、費用の各性質に従ふて總定額が定められ、各廳の爲めに定額を割當てないで、文房具局にて適宜分配して支出した。其結果、各廳が出来るだけ多く分捕るの態度を取り、濫費を促がしたので、一九一二年、印刷及出版については各行政の爲めに各定額を指定することにした。尤も各行政は大藏省の承認あれば此定額を或ものから他のものへ移し得るとした。行政事務用品については、かかる割當を爲さず。唯だ、此需要品の各省の使用の上に文房具局より監督を行ひ、且つ各行政の之が貯藏狀態を、定期に検査するのに止まる。そして此需要品の規格を統一し、之を嚴重に勵行し、特別理由なき以上は、標準品を使はなければならぬとする。文房具局は、供給者と契約して必要な需要品を購入する。専門家が之を受入れ、之を各行政に引渡すまでの間、當局にて貯藏す。各行政の需要品は出来るだけ記號入とし、以て濫用を防ぐ。貯藏は六箇月分を標準とす。尤も消亡し易き物又は例外的使用品は此限でない。各行政廳からしては、其の六箇月の一期間の必要につき計算したる要求を提出し、文房具局にて之を取纏めて大量購入することになり、之が各廳の要求に對しては、文房具局が其品質についても、分量についても之を監督し、不當と認めるときは拒絶する。一九〇七年、之が監督の爲めの特別の事務課が局内に出來た。尙ほ、特に例外として、各行政廳が供給者と直接交渉することの許さるることがある。其は急ぎの又は秘密の印刷の如きに於て生ずる。併し飽迄も原則は前記の文房具局の手を経なくてはならぬことになつて居る。

(三)協力制度——とは建造及購入につきての各部の協力及計畫の統一を確保する爲めの中央指導機關があつて、其下に各省廳が其中央の方針、其は畢竟するに各省廳代表の協力に成る方針に従つて、各々獨立に實行するものである⁷⁾。其は米國に行はるるのだから、其の由來及現狀を一通り説明しやう。

(A)分散制時代の米國——米國にても嘗て分散制度が行はれ、其爲め冗費多く實蹟舉らずとの非難が起り、遂に一九一〇年以來、協力制に移つたのである。尤も此は實は分散制度のみの缺點ではなくして、むしろ、豫算發案權の議會にあつたことにも關係して居つた。當時、此國にては、文治上及軍務上の建造物の如きも、其の敷地なり、建物の性質までも(隨つて軍事上の攻撃及防禦工事までも)議會及其委員會により、行政廳との協力なくして決定された。此が代議士の地方政略に用ゐられ、其選舉區に出来るだけ多くの國庫金を使はしめやうとするのに用ゐられ、各議員は其爲め相互支援の妥協を爲し、往々にして當該行政當局の強力なる反對にも拘らず、公建造物が議會によりて決せられた。其れから此國にては指定されたる定額の流用を堅く禁止し、かくて其定額が費ひ果されるときは、議會が新定額を決するまでは、假令他の工事に餘裕があつても絶対に之を用ゐることが出来ず、工事が中止された。其上に費用が細い處まで議會から指定せられて、行政部の自由行動の範圍は大に狭いものであつた。此事情の下に、分散制が行はれたので、愈々以て行政費に無駄が多く、實蹟は舉らなかつたのである。

7) Jèze, l. c. p. 161.

8) Jèze, l. c. p. 163-165. 171. Willoughby, The national buget system. p. 175-218. Buck, Public budgeting. p. 545-546.

(B) 協力制時代の米國——

(い) 一般供給委員會中心時代——其處で一九一〇年に色々の改正と共に、問題の事柄についても協力制を布くことになり、即ち一般供給委員會 (General Supply Committee) が出來、此には華盛頓府に於ける諸費の代表者が集まり、數多の省に亘つて必要な需要品を調達するについて大藏大臣を助くることになつた。そして一九一八年十二月十日の施行規則によりて此會の權限を擴張した。

(ろ) 豫算局中心時代——然るに一九二一年六月十日の法律によりて豫算局 (Bureau of the Budget) が出來、此豫算局は大統領の指揮下に働き、協力代表機關 (Coordination agencies) を指導する。其の協力代表機關は更は、(1) 協力委員會、(Coordination boards)、(2) 地域協力員、(Area coordinators)、(3) 箇人協力員、(Individual coordinators) とから成り、其中に就き、第一の協力委員會は大統領令に従ひて豫算局から任命せられたもので、つまり豫算局の一部を構成する。其は更に左のものに分れる

- 1) Permanent Conference on Printing.
- 2) Federal Real Estate Board.
- 3) " Purchasing Board.
- 4) " Liquidation Board.
- 5) " Traffic Board.
- 6) " Specification Board.

- 7) Interdepartmental Board on Contracts and Adjustments.
- 8) " Board on Simplified Office Procedure.
- 9) " Patents Board.
- 10) Federal Board of Hospitalization.
- 11) General Supply committee,

此中、第十一の一般供給委員會は、前の時代の遺り物で、豫算局前からあつたのである。一方、此協力委員會の一部を成すが、他方、技術上には大藏省の一部を成すのである。そして其の從來の仕事の一部は他の委員會に分屬するやうになつた。又、前にいふ箇人協力員といふのは協力長官(Chief Coordinator)であつて此が此凡べての協力代表機關の主長として大統領から任命せられたものであり。其助手として Coordinator for Purchase, Coordinator for Motor Transport, Coordinator for Traffic を置く。前に舉げた十一の協力委員會は、凡べて類似した構成を有ち、各々のボードが、其々特定問題と關係したる華府に於ける各省廳からしての代表者から成り、協力長官隨つて豫算局から任命せられ、之に對して責任を有つ。各に委員長があり、會は時々開かれ、或ものは月に數回、他のものは年に數回開かれる。全き委員は唯、會に出席して問題を討議し、報告を交換し、政策方針を決するのみで、行政事務は、特別の委員により、又は委員長及其助手により又は、協力長官の官廳によりて行はれる。此ボードの委員は各其代表する行政部の官吏として續き、報酬は各行政部から受ける。彼等はつまり、各其所屬本省の行政について、併し豫算局

の監督下に、行政事務を改良し標準化する爲めの各行政部の盡力を示し、そして其決定は豫算局からしての上からの命令によりて出来るといふよりは、むしろ各關係行政部の合意を示すのである。第二の地域協力員は、各地方に於ける各行政の協力を得んが爲めに設けられたもので、全國を九區に分ち、其各區の協力を進める爲めに、各代表者を出すことになる。凡べて協力長官の指導下に立つ。かくて協力長官の任務は協力委員會及地域協力員を指導し、詳しくいふと、九區の地域協力員の仕事を監督し協力せしむること、節約及能率に貢献することを助くる凡べての事項につき各省長官を注意すること、各省の有つ餘剰の貯藏品を整理する方法につきて注意すること、政府にとりて利益となるやうに市場の情勢を維持する爲め、數多の省にて不用となれる物品の賣却を支配する政策について省長官を注意すること、各省廳の購入事務の上に一般的監督を行ふことである。別の詞にていひ表せば、需要品の購入、拂下、移管、専用、廣告、貯藏、使用、支拂等の方法を監督するのである。之等につき彼は豫算局長官並に大統領に具狀し得る。各省廳長官は協力長官の指定する方針を遵守して、專屬事項を處理するの責を負ふことになる。さりとて彼等が上からの高壓命令に従ふて行動するのではなく、全く、其代表員の協力によりて定められたる方針に従ふもので、つまり、各省廳の計畫が、合衆國全體の計畫の一部を構成し、而かも各部孤立せず、能く、此國全體の事情を理解して、有機的成分として協力することになるのである(註一)。

(註一) 少しく細目に亘ることながら、前記、協力委員會の中、聯邦不動産委員會と、聯邦購品委員會とにつき述べやう。

(1) 先づ購品委員會の任務は、購入の政策及計畫を立てること、政府の利益を保全するやうな購入方法を作ること、其他購入の凡ての問題を考ふることである。それで、全國に於ける購品につき精神的には此に集中することになるけれども購入の行政事務並に實行は、各部に分散して行はる。特に指定されたる性質の物品は關係省に直接、購入を任かされる。たゞ凡ての省によりて共通に必要とする物品については、此委員會からして、全體の行政の爲めに此が實行に當るに最適した省に、之が購入方を指定することになる。(2) 不動産委員會は、政府によりて所有せられ又は賃貸されたる不動産に關する凡ての必要な報告を蒐集し、整理し、土地及建物の適當且つ經濟的使用の爲めに現状變更を暗示し、更に不動産の購入、貸借、賣却、又は其他の處分の計畫を集め、其計畫が協力の發動を要すと認めるときは、協力長官に其の推奨を提議することになる。(3) 尙ほ、も一つ、省間契約及調整委員會につきて述べやう。其任務は、契約の形式を出來るだけ標準化すること、契約より生ずる未決の債務の決定につきて一般方針を立てること、各省廳又は其代表者より要求あるときは、重要な契約を再開し且つ修正し、契約の局に當る官吏に當該契約の適當なる解釋について注意し、勤務、物品及建築工事に關する重要な契約の商議を助成することである。

第二段 營繕購品制度の批判

以上、營繕購品制度の實例を示したから、次ぎには此等のものの長短を批判しやう。

(一) 分散制の長短

(A) 其長所、——分散制度は舊式で、大體改造の外なきものと認めらるるが、併し其れに何程かの長所もあることは見逃がす譯に往かない。

(い) 財政上——には各部にて購入するときには多少高くつくといふ嫌はあるけれども、自ら買つた物だからして、自ら之が消費を出來るだけ少くしやう、無駄遣ひを慎むといふことになり易

い。其だけにても節約に適うことを得る(註二)。

(註二) ワグナーは、官吏への概算前渡制につき、此にいふと同じ効果を認めて居る。⁹⁾

(ろ) 行政上及政治上——(1)各部にて購入し又は建設するときに、各事務に適切なる物品又は建造物を得ることが出来る。特に各部に特別の秘密を有つ時の如さには一層此事が大切である。其は恐らく多くの國に例の少くないやうに、軍務に於て著しい。かくて一般には集中制が行はれるときにも、軍務には特例が開かれることになるのは前にもいふ通りである。併し凡べての官廳の用品及建物が然りといふのではなく、全體上、共通にて差支ないものは少くなく、其れだけに此特徴は意味を有ない。(2)集中制となれば、各行政は自然、建物及用品につき中央廳から指導せらるることになり、其點から各廳としては其權力、其地位を侵された感をいだくやうになり、更に其結果としては、卑屈となり、中央廳の機嫌を損しないやうにすることになり、行政廳の權威を落すの弊を生ずる。分散制にはかかることなく、各廳の權威は良く保持せられる。

(は) 經濟及社會政策上——物件費については唯だ安く物品を調達すれば足るといふのではなく經濟上及社會政策上の考慮もあつて、出来るだけ外國品にて充たすよりは國內品にて充すやうに¹⁰⁾し、國內當業者中にも出来れば中小產業者の地位をも保持する爲めに、¹¹⁾彼等の產物を買うてやることにし、更には國中の各地方に相當潤をつけてやるといふことにも意を用ゐることが望ましい。然るに集中制だと、動もすれば、大量集中購入、随つて財政上の節約にのみ意を用ゐて此

9) Wagner, Fw. 3 Aufl. I. S. 389.
10) Eheberg, Fw. 18 & 19 Aufl. s. 52. Derselbe, G. undriss. 5 & 6 Aufl. s. 31.
Terhalle, Fw. S. 66. Köppe, Fw. 13.
11) Eheberg, Fw. s. 52.

等、經濟及社會上の注意を等閑にし易い。之と異り分散制下には各地各所にある各廳が、其々の處にて買入れ又は契約するの結果は、自ら各地方に經費を分散するの傾があり、中小當業者をして供給せしめる可能性も大であり、更には外國供給者を排斥するの可能性も大いといふことを得る。

(B) 其短所

(い) 財政上——此分散制に長所のあることは上にいふ通りだが、併し短所があり、そして全體上、短所の方が一層數多く、又著しい。¹²⁾第一、集中制であれば、各種行政の間に於ける類似同種の經費の比較といふことが一層良く行はれて、其點からしても自ら冗費を節することに向はしめるのに、分散制下には此が等閑視せられて、冗費が永く平氣で行はれる。我邦の各部行政に此弊は非常に多い。¹³⁾第二に、政府の購入及請負は原則としては一般競争入札によることにならうが、集中制下には、多方面よりの同種需要品をまとめて買入れる事になるから、大量購入を爲し得て、自ら同物でも一層安く買入れることが出来る。¹⁴⁾但し例外的に大量購入、却つて高價につくことはあるけれども、大體としては安價につく。分散制だと反對となる。¹⁵⁾第三には、いふまでもなく分散制にては、各省、廳が同種の物を同一市場にて競争して買入れることが少くなく、其爲めにも徒らに購入品の價を釣上げて不利を招く。¹⁵⁾集中制下には、統一ある方針の下に、適當に市場を分散して買入れることを得て、かかる不利を招かずして濟む。¹⁵⁾第四には、集中制下にて

12) Jèze, l. c. p. 161. 163.

13) Lotz, Fw. 2 Aufl s. 246 ff.

14) Jèze, l. c. p. 161. 169. Rau, Fw. 5 Aufl. I. S. 35.

15) Jèze l. c. p. 162. 169.

は自ら物品及建物の規格が統一せられて、此點からしても、不統一なる分散制下よりは一層安く調達し得ることになる。¹⁶⁾(5)第五に、物品及建物の買入又は契約につき、集中制下には分散制下よりも一層有爲有能の人を得ることが出来、此點からしても大體、集中制下には同物が安くつき、分散制下には高くつく。(6)第六には、分散制下には各部にて、或需要品につき最大限の必要を標準として、定額を要求し、そして實際の消費が之に充たぬときは、強めて費ひ果たしてしまひ、或は餘計に贅澤なる設備をも附加するといふことにもなる。つまり無駄が多くなる。集中制下には、各部定額は普通度のものにて足り、臨時必要なるときは、中央部の認定により、例外的に、他より廻はされることも出来、最大の必要も充たされ、而かも全體上、冗費を使ふこともなくして済む。¹⁷⁾(7)第七には、集中制下には、常に中央廳からして各部の物品の消費を監視して居るので無駄使が少くて済む。分散制下には其は行はれない。何れの點から見ても分散制は全體上、集中制に比して冗費を多からしめ、節約の大方針に反することは争はれぬ。

(ろ)行政上政治上——(1)分散制下には、各行政部の割據主義を助成し分捕方策を増長する。かくて、勢力ある長官を有つ行政部は、眞に必要なよりも以上の過大なる設備を爲し、冗物を使ふのに反し、不十分なる割當を得て不満足なる仕事しか出来ぬといふ行政部を生ずる。行政各部間の不均衡と、行政の不満足とを生ずる。然るに集中制下には此が餘程牽制せられて、各部に適當に分配せられることになる。(2)更に分散制下には議會政治の餘弊もあるが、地方間の政費爭奪

16) Jèze, l. c. p. 169. Buck, l. c. p. 543.

17) Jèze, l. c. p. 161. Buck, l. c. p. 543.

が盛に行はれて、或地方に過大なる支出を爲すやうにもなり、地方間の不均衡、反面には不公正不適切なる政治といふことにもなる。然るに集中制なれば、此は餘程の度にて抑へられる。

(は)經濟及社會政策上——(1)規格統一といふことは獨り財政上有利となるのみではなく、國民經濟上にも望ましきことで、之によりて一般國民經濟の給付能力を向上せしめる。そして分散制下よりも集中制下に、此が一層良く實現せられる。政府部内にて此が一層多く行はるるのは、やがて之を民間にも普及せしむるに有效である。(2)經濟界に於ける時間的及場的處の景氣の變動及偏在を大觀して政府の仕事の時間的及場的分配を適當にする、即ち好況の時及處に差控へて、不況の時及處にて之を起すやうにするといふことは、恐慌乃至不景氣を救濟し、當業者及労働者を利する所以であり、經濟及社會政策上重要な事柄であるが、其は集中制にして初めて甘く行ふことを得るけれども、分散制下には其れほど良く行はれない。

(二)集中制の長短

(A)其長所——集中制と分散制とは利害長短相反し、分散制の短所として挙げたのが、結局、集中制の長所である。其事は前記の説明にて之を窺ふに難くないから、重ねて之を説かない。

(B)其短所——集中制の短所は前記、分散制の長所として挙ぐるものに外ならぬが、之については尙ほ二三附説すべきものがある。左の如し。

(い)財政上——分散制だと各部行政にて物を無駄に使はぬといふ。其反面からして集中制だと

18) Lotz, a. a. O. s. 248. Terhalle, a. a. O. s. 67-68. Dalton, Public Finance. p. 174-176.

物を無駄に費ふかといふと、此點にては、中央廳にて相當に監督し統制するから、格別の弊を見ることがなくして済む。

(ろ) 行政上政治上——(1) 如何にも行政上、例外的には各廳にて特殊の物及設備を要すといふことはあり、例外として特例を認めることは宣しいが、可なりに廣く各部に共通の物がありて、其の限りに於て集中制によりても差支ないものであり、其等にてても強めて特殊性を固執するは當らない。(2) 集中制下に各部行政を卑屈ならしめる、随つて其權威を失するやうにもいふが、其は實際大したことではない。又多少其ありとしても各部行政の實體其ものまでも權威を失するといふが如きことはない。

(は) 經濟及社會政策上——集中制下には動もすれば外國營業者を利したり、國內にても大資本家、中央都市の營業者を利する傾のあることは前にもいふ通りだが尙ほ今一つ、此に關聯して、大量競争入札をする爲めに、應ずる大生産者が労働者の労働條件を甚しく低下することになつたり、更には之と競争せんとする力弱き小生産者が自らの損害と知りつつも、安き値にて入札に應ぜんとして、益々其地位を落すといふやうなこともある。¹⁹⁾で此點の弊害は事情により可なり大なものだが、併し此も或度まで、中央廳の購入方針によりては、相當に地方の小生産者について少量、而かも相當廉價の購入を爲し得るし、又之を得策ともするので、實際にも或度まで行はれるから、さう大した弊は生じないで済み得る。²⁰⁾

19) Tyszka, Fw. 2 Aufl. 2. 64.

20) Eheberg, Fw. S. 52. Colm, Volkswirtschaftliche Theorie der Staatsausgaben. S. 32.

(三)協力制の長短——協力制は分散制と集中制との中間制度であり、或は其結合したものともいへるし、或は分散制から集中制への過渡制度だともいへる。米國の如きも今は協力制を採るが、やがては集中制²¹⁾に向ふものとも見られるほどであつて、集中制ほどに其長所を發揮し得ぬけれども、其弊害も少くして濟み得る。見様によりては其位の處が中庸を得て居るともいはれるが、併し前にいふやうに集中制の弊害はいふに足らずして、集中制の長所が重大だから、此中間的制度を把るよりも、むしろ集中制に移り、少くとも原則としては集中制に依り、例外として分散制を持ち、かくして二²²⁾のものを結合するのが薦むべきであらう。ワグナーが、集中制と分散制との適當なる結合をすすむといふも、或は此意味であらうか。

結 論

以上要之、各國の營繕購品制度は分散、集中、協力の三制に分れ、分散制度は其の最も舊式粗笨なる制度である。其れに何程か財政、行政、政治、經濟、社會上の長所を認めることは出来るが、特に財政上に重大なる缺點を有ち、其他の見地からしても齎しく缺點を有つ。之に對し集中制度には財政上及其他に於て重要な長所を見出すから、彼を棄てて此を採るのが勧めらるる。勿論此にも缺點はあるけれども、其の財政行政及政治上の缺點の如きいふに足らぬものであり、經濟及社會上の缺點は補修の途があるし、其れに原則として集中制を採り、特殊の行政につき分

21) Buck, l. c. p. 543.

22) Wagner, a. a. O. S. 390.

散制を例外的に認めることによりて、行政上の短所を補充するといふことも出来る。或は中間的な協力制を採つてはどうかともいふ。成程、此は分散に比してはましなものだが、其れでは尙不徹底な所があるから、矢張り、原則は集中制といふことにするのが勧めらるる。我邦にても近年、一部、集中制を採つたが、其は營繕にのみ、而かも主として特定地域に限られて居るので、甚だ不満足である。もつと徹底して集中制を採つたが良い。行政及財政の整理には何故に此方面の改善を逸したか。甚だ以て不満足に堪へない。私は、ロツツが此問題につき、單に、集中制可か分散制可かは一の問題だとのみいふのには不満足を感じるものであり、むしろジエーツの集中制賛成論²³⁾に賛成するものである。或は一部に分散制を認めるから、精密にいふと、兩者の適當なる併用を勧めるといはなくてはならぬのかも知れない。

23) Lotz, a. a. O. S. 248.

24) Jéze, l. c. p. 160 et. suiv.